

インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱

令和 2 年 3 月 1 1 日制定
公益社団法人 全日本トラック協会

（事業の趣旨）

第 1 条 この要綱は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が、少子高齢化に対応し、学生による職場体験（以下「インターンシップ」という。）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員事業者（以下「事業者」という。）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第 2 条 地方ト協事業者は、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者（資本金 3 億円以下又は従業員数 3 0 0 人以下）であるものとする。

（助成対象事業等）

第 3 条 助成金の交付対象となる事業は、地方ト協事業者が全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受入れに対して助成する。ただし、地方ト協ごとの 1 事業者あたりの申請は 1 回に限る。

（1）インターンシップ受入れ期間が 3 日間以上であること。

（2）トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。

① 点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。

② 乗務体験(学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。)

（助成金の交付予算額）

第 4 条 助成金の交付予算額は、1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円とする。

（助成金額）

第 5 条 交付する助成金は、受入れ人数にかかわらず以下の通りとする。但し、受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする。

- | | | |
|------------------|--------|--------|
| （1）インターンシップ受入れ期間 | 3 日間 | 9 万円 |
| （2）インターンシップ受入れ期間 | 4 日間 | 1 1 万円 |
| （3）インターンシップ受入れ期間 | 5 日間以上 | 1 3 万円 |

（協調助成）

第 6 条 地方ト協における協調助成の有無は、任意とする。

（助成金の交付請求）

第 7 条 事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、第 10 条第 2 項に定める期日までに「インターンシップ受入れ実施結果報告書」（様式 1 の 2）を添付して、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書（助成金交付請求書）」（様式 1）を地方ト協に提出しなければならない。

- 2 地方ト協は、事業者から前項の申請書の提出があった場合には、第 10 条第 3 項に定める期日までに（様式 1）及び（様式 1 の 2）を添付して、「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書（助成金交付請求書）」（様式 2）を全ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第 8 条 全ト協は、前条に基づき助成金の交付申請があったときは、速やかに審査し、第 2 条並びに第 3 条に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

- 2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

- 3 なお、第 4 条に定める予算額が満額に達した場合には、助成金の交付を終了する。

（助成金の返還）

第 9 条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（事業期間等）

第 10 条 助成対象事業は、令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日までに実施した事業とする。

- 2 事業者は第 7 条第 1 項にて定める「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書（助成金交付請求書）」（様式 1）を令和 3 年 3 月 2 日までに地方ト協へ提出するものとする。

- 3 地方ト協は、第 7 条第 2 項で定める「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書（助成金交付請求書）」（様式 2）を令和 3 年 3 月 5 日までに全ト協へ提出するものとする。

- 4 全ト協は、第 8 条第 1 項の助成金の交付を令和 3 年 3 月 29 日までに行うものとする。

(報告の義務等)

第 11 条 当該事業の実施に関し、全ト協が必要と認めた場合には地方ト協に対し報告等を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関して必要がある場合には全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成 28 年 3 月 31 日)

第 1 条 本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (平成 29 年 3 月 23 日)

第 1 条 本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (平成 30 年 3 月 14 日)

第 1 条 本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (平成 31 年 3 月 25 日)

第 1 条 本要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

(附則) (令和 2 年 3 月 11 日)

第 1 条 本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。